

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」について

兵庫県教育委員会では、これまで「日本国憲法」や「教育基本法」、「兵庫県人権教育基本方針」に基づき、児童生徒の自己実現の支援や、学習環境の整備に取り組んできました。しかし、子どもの人権をめぐる問題は、いじめや虐待、体罰、ハラスメントなどの問題が依然として後を絶ちません。各学校においては、引き続き児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切に人権教育を推進するとともに、「子どもの権利条約」の理念と趣旨を踏まえ、子どもの権利の観点から教育活動を見直すなど、人権教育の充実に努めることが重要です。





1 子どもの権利条約とは

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童（子ども）を、権利をもつ主体と位置付け、おとなと同様ひとり人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。前文と本文 54 条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。この条約は、1989（平成元）年の第 44 回国連総会において採択され、1990（平成2）年に発効し、日本は 1994（平成6）年に批准しました。

2 条約の4つの原則

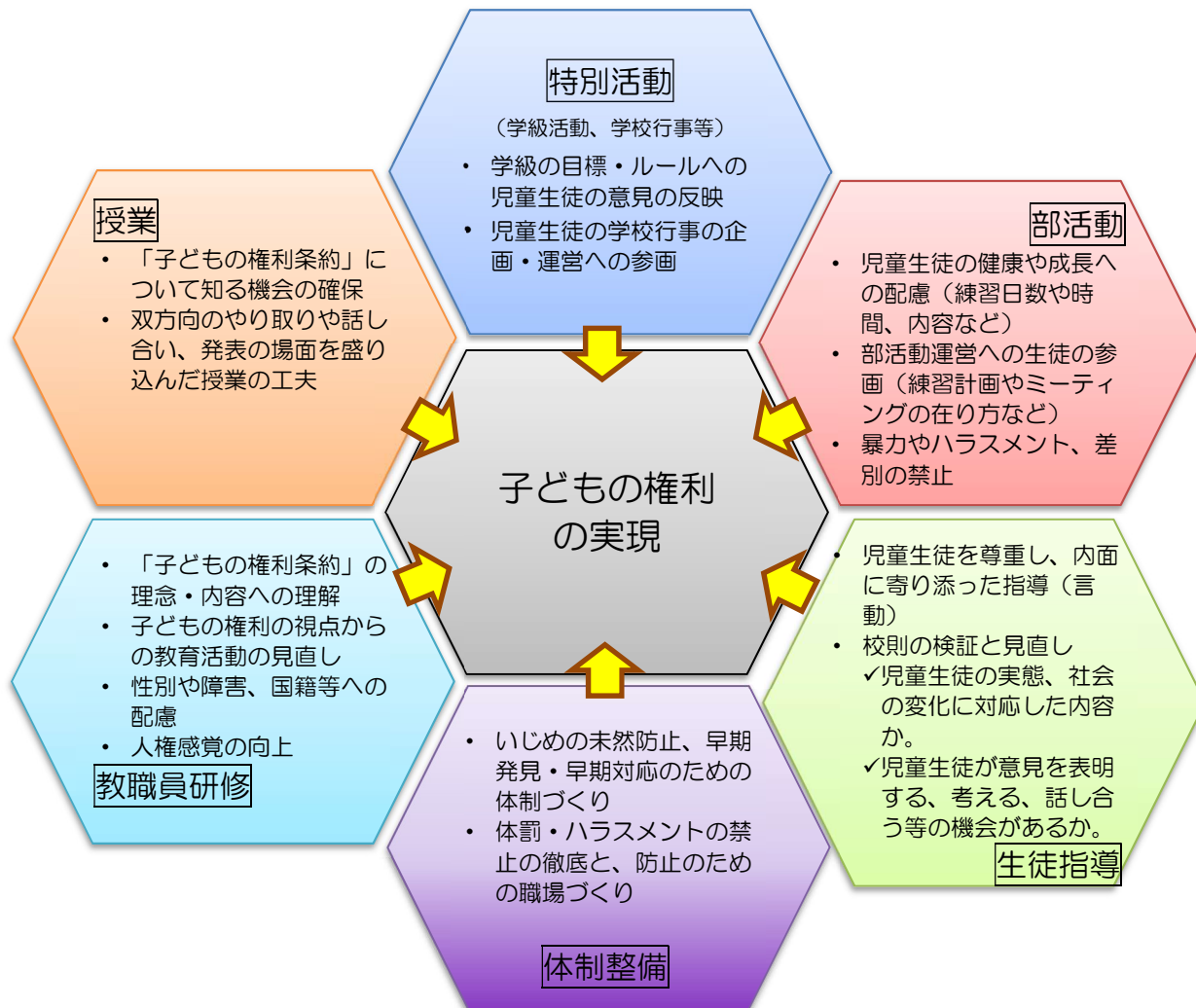
<p>6</p>  <p>生きる権利・ 育つ権利</p>	<p>[命を守られ成長できること] すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。</p>	<p>3</p>  <p>子どもに もっともよいことを</p>	<p>[子どもにとって最もよいこと] 子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。</p>
<p>12</p>  <p>意見を表す権利</p>	<p>[意見を表明し参加できること] 子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。</p>	<p>2</p>  <p>差別の禁止</p>	<p>[差別のないこと] すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。</p>

3 子どもの権利は大きく分けて4つ

<p>生きる権利</p> <p>すべての子どもの命が守られること</p> 	<p>育つ権利</p> <p>もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること</p> 	<p>守られる権利</p> <p>暴力や搾取、有害な労働などから守られること</p> 	<p>参加する権利</p> <p>自由に意見を表したり、団体を作ったりできること</p> 
---	--	--	---

4 子どもの権利を実現するための取組

子どもの権利の視点から、学校全体、教育活動全体を見直すと、例として以下のようなことが考えられます。これらの例を参考にしながら、現在取り組んでいる教育活動との関連や位置付け、これからの改善点などを考えてみましょう。



◎ 出典・参考資料

- 文部事務次官通知「児童の権利に関する条約について」（文初高第148号、平成6年5月20日）
(https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/jidou/main4_a9.htm)
- 子どもの権利条約（政府訳）(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>)
- 子どもの権利条約（日本ユニセフ協会抄訳）(<https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/syo1-8.html>)
- 日本ユニセフ協会 (<https://www.unicef.or.jp/>)
- 子どもの権利条約カードブック（日本ユニセフ協会発行）
- ユニセフ『子どもの権利とスポーツの原則』（<https://childinsport.jp>）

